

杉野 茂人

小児科医（杉野クリニック院長） NPO 法人みるく病児保育室理事長
熊本県小児科医会会長、2022年より全国病児保育協議会会長

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する懇談会では、こども基本法の目的・理念に則（のっと）り、4つの基本的な理念が提唱されている。つまり

- 1・すべてのこどもが一人一人個人としてその多様性が尊重され、差別されず、権利が保証されている。
- 2・すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、育ちの質が保障されている。
- 3・こどもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされている。
- 4・子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜びを合える。

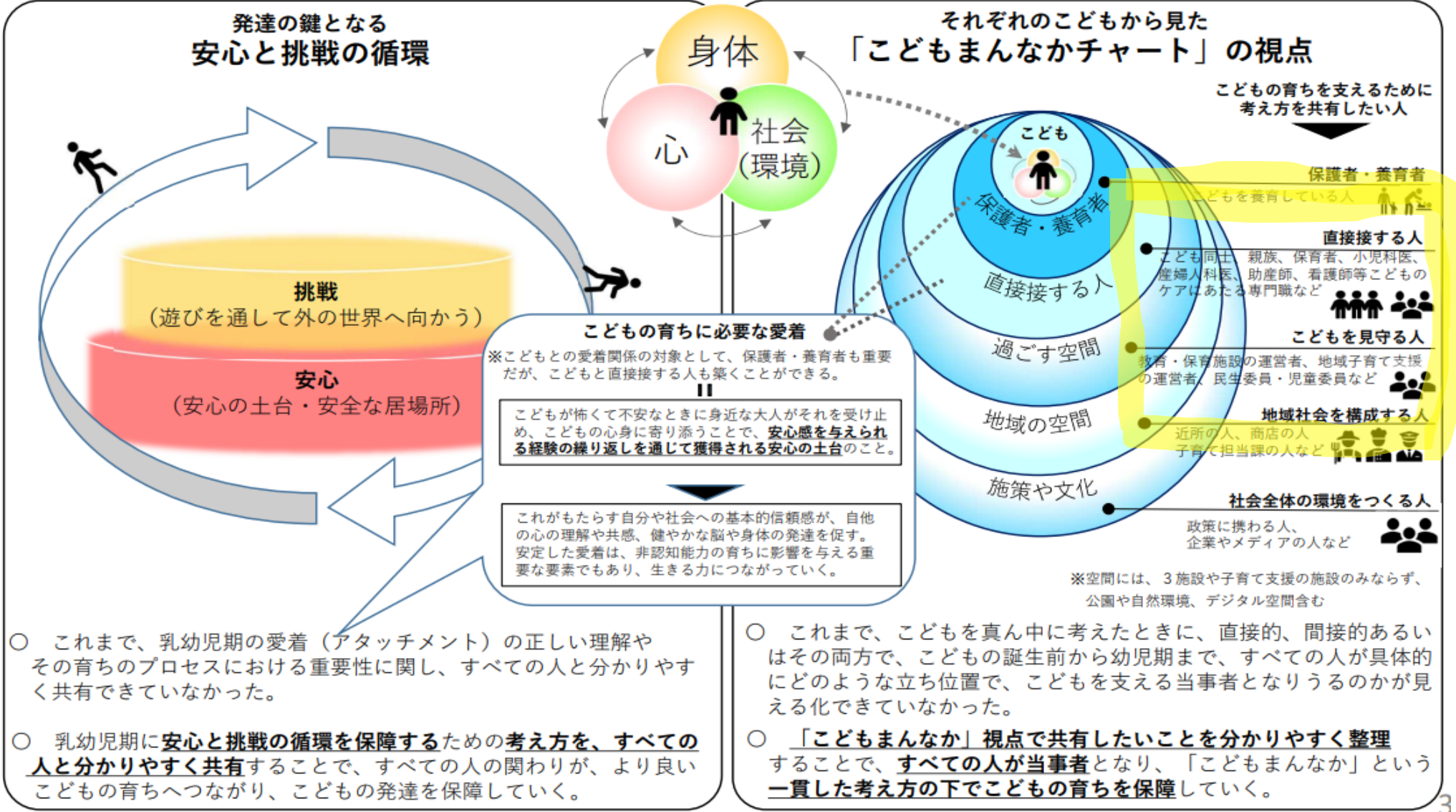
これらの理念を実現していくために、私達はどのような立ち位置でこどもを支える当事者となり得るのかと考えると、提唱されたように「こども真ん中」という考えのもと、こどもを中心に保護者・養育者、こどもと直接接する人、こどもが過ごす空間、こどもがくらす地域の空間、こどもに影響する施策や文化という多層的円環図の中心にこどもがいて、すべての人社会が関わっていく必要があることがわかる。

しかし、実際の子育ての実情は、時間に追われ、また保育者が一人で家事と育児の負担を抱えている場合が多く、子育ての負担は極端に保護者(母親が主)に依存しているといえる。特に就学前のこどもの育ちでは、家庭、社会がこどもを中心に動いているとは思えない。早急に「こども真ん中」社会の実現のために、様々な施策を考えていく必要がある。

私達病児保育室では、多くは小児科クリニックを中心とした医療機関併設型病児保育施設、あるいは囑託医の存在する病児保育施設であり、医師、病児保育専門士、看護師が、専門的視点で、毎日、様々な病的状況にある子どもたちをみている。こども家庭庁の開設にあたりこども家庭センター構想があると聞いているが、こども家庭センターでは高齢者における地域包括支援センターの様な役割が期待されるのではないか。病児保育室がこのような地域の子育て支援の中心として機能できるように、つまり保育施設と病児保育室、医療機関の連携・情報交換の中心的役割が果たせるのではないか。また、医療機関では、数分の診察で終わっており、子どもたちの問題、母親の抱える問題を専門的視点でしっかり捉えることができていない。病児保育室では点ではなく面での観察をすることによって、子ども達を取り巻く様々な問題が明らかになることが多い。子育てに関わる様々な相談センターの機能をもたせることもできるのではないか。

こどもの誕生前から幼児期までの「こどもの育ちの基本的な考え方」

こどもの育ちに係る他の指針等とあいまって、すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方



垣根のない育児支援

- 1・医師、看護師、保育士が連携する病児保育を子ども家庭センターの中核とする。**

医療機関併設型、嘱託医がいる病児保育施設では育児と小児医療とが直結している。保育と小児医療の総合施設である。

病児保育制度の改善案

1、病児保育事業を地域子ども子育て事業からの切り離し、
一般の保育所と同等とすること。

→ **安定経営の確保**

2. 病児保育利用にあたっての全額無償化

→ **健康な時も病的な状態の時も等しく育児ができる**

3. 病児保育専門士に対する評価の確立

→ **病児保育士の質の確保**

4. 病児保育施設と近隣の保育所との連携強化、

→ **とくに子ども子育て支援センターとの連携**